

設工認申請対象設備について

(1) 設工認申請対象設備の選定方針について (資料 2-1)

前回面談で提示した当社の設工認申請対象設備の選定方針に「既設工認における設工認申請対象設備の扱い」が明確となるように記載を加えた方針で前回面談で確認したこと抽出する設工認申請対象設備の認識に相違がないか確認したい。

(2) 設工認申請対象設備の設工認申請での記載方法等について (資料 2-2)

仕様表対象と基本設計方針対象とするものの考え方について前回面談時におけるコメントを踏まえて修正した考え方について技術基準等の要求に照らし問題がないか再確認したい。

設工認申請対象設備等の選定方針について (改正 1)

1. はじめに

設工認申請対象設備は、規則、基準への適合性および許可との整合性の観点から「①事業変更許可申請書に記載のもの」、「②技術基準規則への適合のために必要なもの」から必要な設工認申請対象設備を発電炉の体系的な考え方と同様に当社も選定方針を策定し、抽出を行う。

抽出作業を開始するにあたり、当社が策定した選定方針に問題がないかについて各施設の色塗り具体例等を用いて確認したい。

2. 申請範囲について

設工認申請対象設備は、規則、基準への適合性および許可との整合性の観点から「①事業変更許可申請書に記載のもの」、「②技術基準規則への適合のために必要なもの」から必要な設備を申請範囲とする。

上記以外の事業変更許可申請書に記載のない設備及び建物・構築物（例：事務建屋、体育館、技術開発研究所、訓練及び見学施設、原水設備、飲料水設備、運搬・揚重設備（エレベータ等）、保守用設備等）並びに事業変更許可申請書の配置図等に記載はあるものの、安全機能を有する施設を収納しない建物・構築物及び運搬用資機材（例：放射線測定機器校正建屋、使用済燃料輸送容器、トレーラトラック、廃棄物運搬車等）は申請範囲外とする。

3. 申請対象設備の選定方針

<前提条件>

設工認申請対象設備の選定にあたっては、既設工認で記載されている設備に加え、新規制基準において事業変更許可申請書及び技術基準への適合の観点で追加する設備を加えたものから選定する。

<選定方針>

- ① 事業変更許可申請書の再処理の方法、加工の方法（濃縮及びMOX）、廃棄物管理の方法に記載する対象設備を主流路（主配管、搬送設備等含む）とし、主流路内から対象設備を選定する。
- ② ①に加え、安全設計上の要求のある主な設備（主要弁、安全弁及び逃がし弁、計測制御系統施設、放射線管理施設等）から選定する。

また、①、②以外であっても事業変更許可申請書との整合の観点で必要な設備は対象とする（例：使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設の使用済燃料輸送容器保守設備の空使用済燃料輸送容器保管庫、除染室天井クレーン、除染移送台車、保守室天井クレーン）。

以 上

設工認申請対象設備の設工認申請での記載方法等について (改正1)

1. 設工認申請対象設備の設工認申請における分類

設工認申請対象設備は、規則、基準への適合性および許可との整合性の観点から「①事業変更許可申請書に記載のもの」、「②技術基準規則への適合のために必要なもの」である。

上記設備は、事業変更許可申請書等において、要求する機能、性能等を示しており、その重要度が異なることから、設工認申請書では、重要度に応じて記載方法等を分類することを考えている。

分類については、大きく分けて以下のものになる。

- ① 安全機能を確認するために、材料、寸法、揚程、容量等といった該当する機器の仕様値を示す必要があるもの（以下「仕様表記載対象設備」という。）
- ② 上記以外で、基本設計方針において要求される機能を達成するための方針を示すもの（以下「基本設計方針記載対象」という。）

更に②については、事業変更許可申請書において具体的な設備名称の記載の有無で分類される。このため、設備名称の記載の有無に応じ、以下に分類する。

- ② -a 基本設計方針に機能を達成するために必要となる具体の設備名称等を示すもの
- ② -b 基本設計方針で機能を達成するための基本的な設計の考え方を示すもの

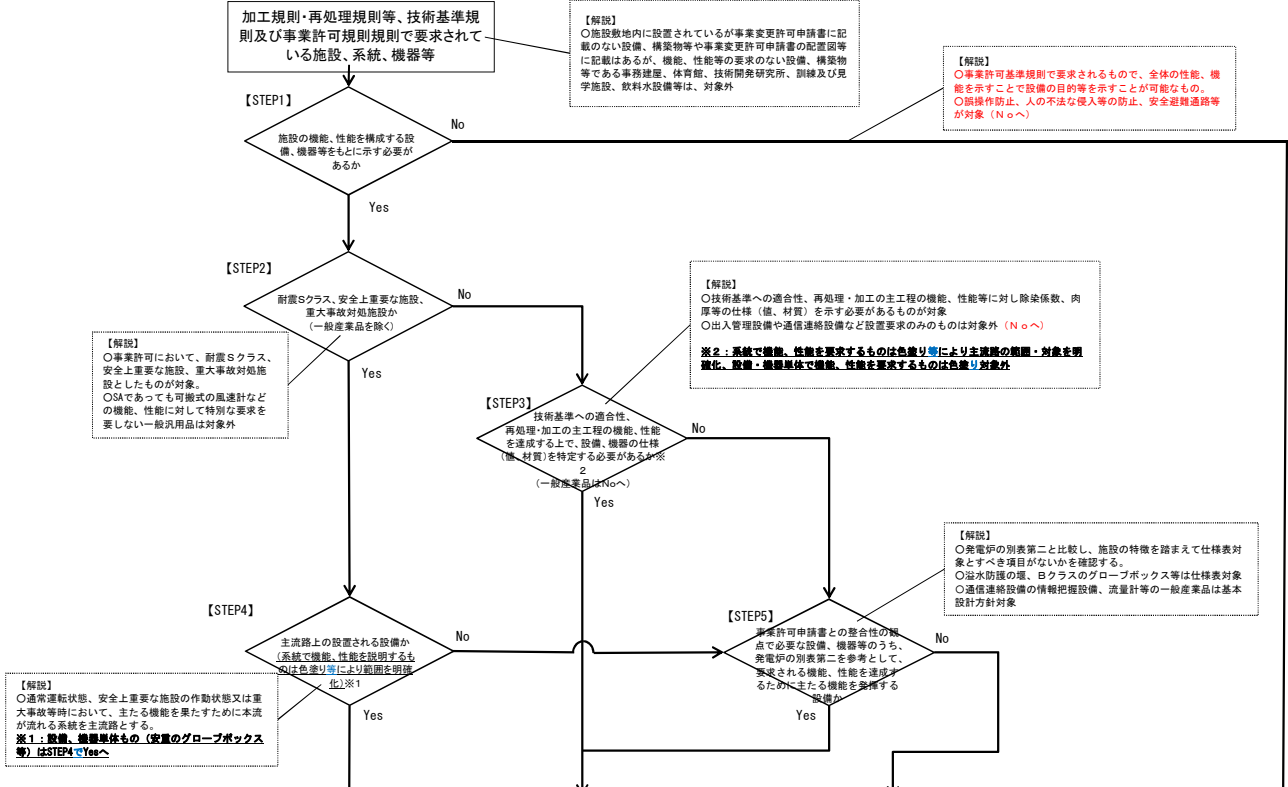
＜仕様表記載対象と基本設計方針記載対象の基本的な考え方＞

項目	対象の考え方	対象設備等の例
① <u>仕様表に仕様値等</u> <u>を示すもの</u>	耐震Sクラス、安全上重要な施設、重大事故対処施設、安全上重要な施設以外の主流路に設置される設備等で、技術基準適合性、事業変更許可で示した機能、性能が基準等へ適合していることを説明する上で構造、性能等に係る仕様（値）を示す必要がある設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 耐震Sクラス、安全上重要な施設、重大事故対処施設（一般産業用工業品を除く） ✓ 上記以外の加工設備本体の構造及び設備で仕様等を示した設備のうち、MOX粉末、ペレット、燃料棒、燃料集合体等を取り扱う設備を主たる流路に設置されている設備 ✓ 廃棄物処理設備等のうち、主たる流路に設置されている設備
② -a 基本設計方針に機能を達成するために必要となる具体の設備名称等を示すもの	技術基準適合性、事業変更許可で示した機能、性能が基準等へ適合していることを説明する上で、具体の値を示す必要がなく、構成する設備等を示すことで要求される機能、性能を達成することが説明可能な設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 添加剤、被覆材等の部材取扱い設備、立ち合い検査設備等の加工の主たる経路にあたらぬ設備 ✓ 放射線管理（出入管理設備のように設備の設置要求のみのもの）、通信連絡設備、電源設備等
② -b 基本設計方針で機能を達成するための基本的な設計の考え方を示すもの	事業変更許可において設備の設置目的のみを示し、具体的な設備構成等を示していない設備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等

上述の考え方（詳細は添付－１のフローに示す）に基づき、仕様表対象と基本設計方針対象（②-a）とするものの整理を行った結果について、施設又は系統単位で整理（設工認申請対象設備（設備リスト）、仕様表及び基本設計方針記載対象整理表、色塗り系統図等）を行い、技術基準等の要求に照らし問題がないかを別途個々に確認したい点については整理でき次第、面談で確認したい。

以 上

仕様記載対象と基本設計方針対象の基本的な考え方(改正1)



区分	【グレード①】 仕様記載対象機器	【グレード②-a】 基本設計方針対象機器	【グレード②-b】 基本設計方針対象
再処理		整理中	
主な対象設備	【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・安重設備(Sクラスグローブボックス、焼結炉、貯蔵設備、臨界管理用の高さ制限ゲート、混合酸化物貯蔵容器等)安重グローブボックスに内装する核燃料物質を取り扱う機器 ・安重Sクラスのフィルタ、ダクト、排風機 ・安重Sクラスのグローブボックス消火装置(ポンベ、主配管、主要弁、安全弁) 【重大事故等対応設備】 ・グローブボックス排気設備のダクトのうちSAとして使用する範囲及び可搬ダクトを接続する流路、系統上に設置するダンパ、可搬型排風機付フィルタユニット、可搬ダクト等 ・大型移送ポンプ車、放水砲、可搬型建屋外ホース、軽油貯槽、軽油用タンクローリ、代替モニタリング設備、代替燃料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備等 【上記以外】 ・加工施設の主流路となる排気系統、フィルタ、排気筒 ・加工施設の主流路となる廃液系統に設置される配管、検査槽、検査貯槽、検査槽・廃液貯槽間及び排水口から共有する再処理施設への送液用のポンプ	【設計基準対象施設】 ・加工工程のうち、添加剤、被覆材等の部材取扱い設備、立ち合い検査設備等の加工の生じたる経路にあたる設備 ・グローブボックス内に設置する分析設備 ・オープンポートボックス、フード ・排水口から海洋放出管までの経路、ろ過処理装置、吸着処理装置(処理装置に付随する貯槽、ポンプ含む) ・輸送容器の保管エリア、保管廃棄する区画(エリア) ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難誘導設備、運転保安灯、非常用母線、常用母線、通信連絡設備、水素・アルゴン混合ガス設備(供給停止回路、遮断弁等を除く)、荷役設備、選別・保管設備等 【重大事故等対応設備】 ・可搬型ダンパ出口風速計、アルファ・ベータ線用サーベイメータ ・監視測定用運搬車、可搬型汚濁水拡散防止フェンス、運搬車、代替通信連絡設備等	【設計基準対象施設】 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等、冷却水設備、給排水衛生設備、空調用蒸気設備、窒素循環用冷却水設備、窒素ガス、アルゴンガス設備、圧縮空気設備、非管理区域換気空調設備等
	廃棄物管理		整理中
濃縮	【耐震Sクラス、安全上重要な施設】 ・該当なし 【重大事故等対応設備】 ・該当なし 【上記以外】 ・加工施設の主流路(UF6を内包する系統(第1類、第2類))に設置される配管、発生槽、遠心分離機、各コールドトラップ、各回収槽、排気系統、廃液系統、フィルタ等 ・放射線監視測定機器(排気用モニタ、モニタリングポスト等)、非常用設備(無停電電源、DG、遠隔消火設備等)、その他(搬送、洗缶、除染設備等)	【設計基準対象施設】 ・加工施設の主流路外(UF6を内包しない系統(第3類))に設置される配管、ロータリーポンプ、ダクト等 ・保管廃棄する区画(エリア) ・個人管理設備、出入管理設備、気象観測設備、放射線サーベイ機器 ・自動火災報知機、消火器、耐火壁、消火栓、避難誘導設備、非常用照明、非常用母線、常用母線、通信連絡設備等 【重大事故等対応設備】 ・該当なし	【設計基準対象施設】 誤操作の防止、人の不法な侵入等の防止、安全避難通路等

設工認申請対象設備(設備リスト)